

高知県感震ブレイカーデモ機貸付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、高知県が所有する感震ブレイカーデモ機を第3条の貸付対象者に貸し付けるに当たって必要な事項について定める。

(貸付対象事業)

第2条 貸付の対象とする事業は、次の各号に掲げる事業とし、その具体的な事業の例示は当該各号に定めるとおりとする。ただし、企業宣伝等の営利目的や政治的利用が認められる事業を除く。

- (1) 南海トラフ地震の普及啓発事業 防災教育の一環としての保育園等での劇等への使用及び地区主催の津波避難訓練への使用等
- (2) その他の防災対策の普及啓発事業 市町村で実施する風水害等の防災訓練等
- (3) 前2号に掲げる事業以外の市町村等が行う各種イベント、行事 感震ブレイカーデモ機が広く見学者等の目に触れることにより意識付け等の普及啓発効果が期待できるもの等

(貸付対象者)

第3条 貸付の対象とする者は、市町村、消防本部、国の機関、消防団、小学校、幼稚園、保育園、自主防災組織、民間防火組織、社会福祉協議会、特定非営利活動法人、ボランティア団体、その他公的機関、公共的機関、公益社団法人、公益財団法人、一般社団法人、一般財団法人、民間団体、企業等とする。

- 2 前項の貸付の対象とする者は、法人格の有無、公的機関・民間団体等その性格は問わないが、前条に定める貸付対象事業を確実に実行できる規模、体制を有する団体とし、個人は含まない。

(申請等)

第4条 貸付を希望する者は、貸付希望日の1月前までに別紙様式1「高知県感震ブレイカーデモ機貸付申請書」により高知県危機管理部消防政策課（以下「県」という。）に貸付申請書を提出しなければならない。

- 2 県は、申請書を受け付けたときは、別紙様式2「高知県感震ブレイカーデモ機貸付受付簿」に整理するものとする。

(貸付決定)

第5条 県は、申請書の記載内容を審査し、原則として貸付希望日の2週間前までに貸付の適否を決定するものとする。

- 2 貸付希望日時等が複数の申請者で競合する場合は、当該申請者間で調整を図ることとし、調整結果を受けて、県において貸付を決定するものとする。
- 3 前項の調整が整わない場合は、使用目的や見込まれる効果等を勘案して、県において貸付先を決定するものとする。

- 4 前項の決定に当たっては、第2条各号の号数の低い事業から事業規模等を含め総合的に判断するものとする。
- 5 第2項の決定は、貸付を承認する場合は別紙様式3「高知県感震ブレーカーデモ機貸付承認書」により、貸付申請を却下する場合は別紙様式4「高知県感震ブレーカーデモ機貸付申請却下通知書」により申請者に通知するものとする。

(使用者の責務)

- 第6条 貸付を受けた者(以下「使用者」という。)は、申請書記載の使用目的以外に感震ブレーカーデモ機を使用してはならない。
- 2 使用者は、別に県が示す感震ブレーカーデモ機の操作方法等使用上の注意事項を遵守して使用し、使用後は所定のメンテナンスを行い速やかに県に返還しなければならない。
 - 3 使用者は、貸付期間内に感震ブレーカーデモ機に破損等を生じた場合は、その旨速やかに県に報告するとともに、原則として使用者の責任において修理しなければならない。ただし、使用者の修理によりがたいと県において判断した場合は、県で修理を行い、その費用を使用者に負担させるものとする。
 - 4 貸付期間内に発生した感震ブレーカーデモ機に起因する事故の賠償責任等は、使用者がこれを負うものとする。

(貸付料)

第7条 感震ブレーカーデモ機の貸付料は無償とする。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、貸付に当たって必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年2月2日から施行する。